

## 導入促進基本計画

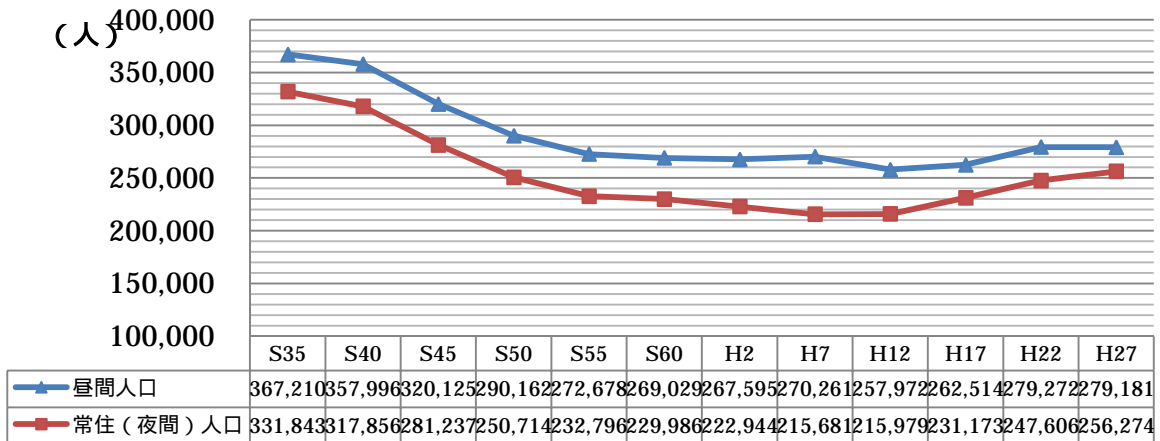
### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ・区内の人口構造

当区の人口は、昭和 35 年をピークに平成 7 年まで減少していたが、その後の都心回帰や東京スカイツリー開業による住宅地としての魅力向上等に伴って増加し、平成 27 年国勢調査による人口は 256,274 人となっている(図表 1)。

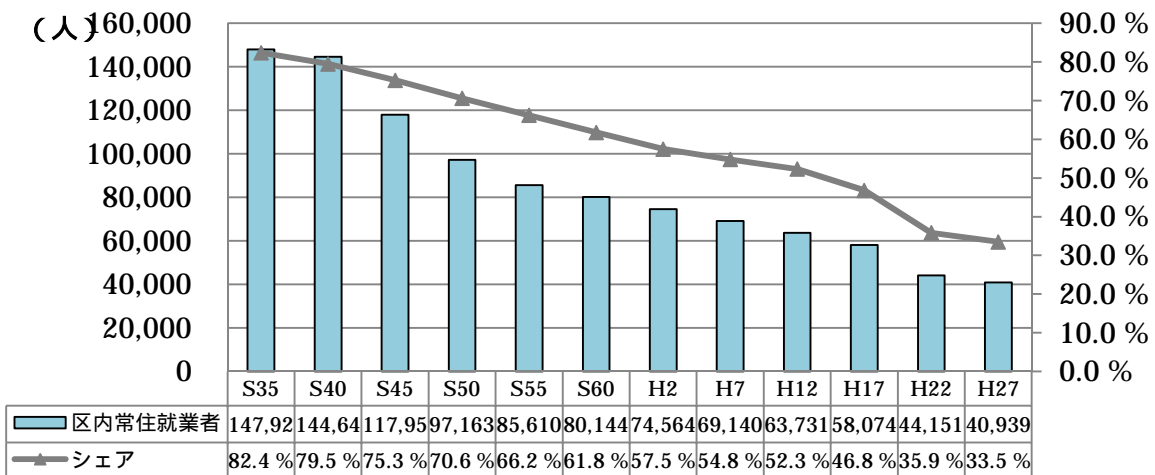
**図表 1 区の常住(夜間)人口と昼間人口の推移**



(国勢調査)

一方で、区内常住者に占める区内就業者数は、昭和 35 年には 8 割を超えていたが、区内工場の減少等によって減少した結果、平成 27 年国勢調査の結果では約 3 割となっている(図表 2)。

**図表 2 区内常住者に占める区内就業者数とそのシェアの推移**



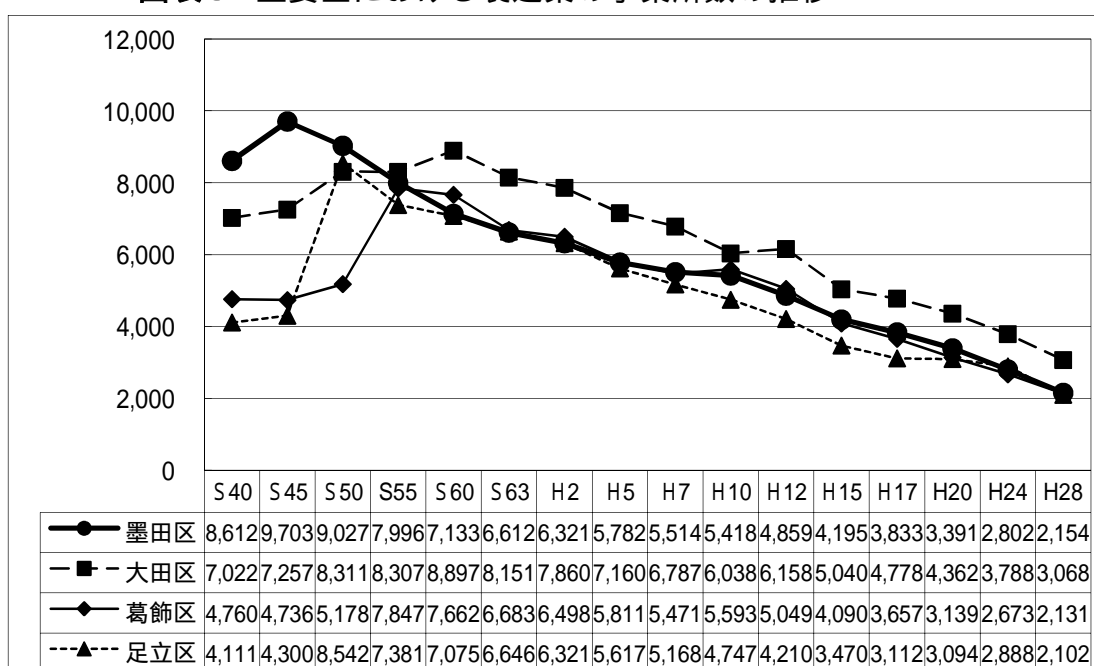
(国勢調査)

・区内産業の概要

当区は、江戸初期に職人や商人が移り住み始め、明治・大正にかけて殖産興業政策により、皮革、メリヤス、車両、時計、石けん、ゴム、ビール、印刷など日用雑貨関連の軍需軍装品を中心とした近代工業の集積地となった。

その後、震災や空襲の災禍に遭いながらも力強く復興し、工業集積を保ってきた。戦後は、日本の高度経済成長とともに発展し、昭和 45 年には住商工混在の中で区内製造業事業所数が 9,000 件を超えるなど、産業の一大集積地となった。しかし、高度経済成長以降、製造業事業所数は一貫して減少し続けており、平成 28 年にはピーク時の 4 分の 1 を切った（図表 3）。

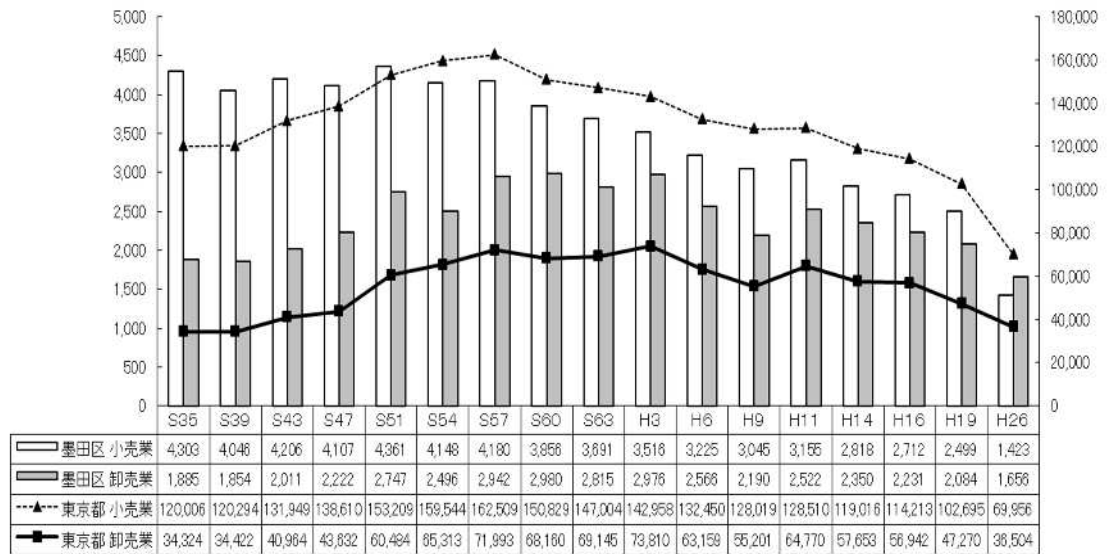
図表 3 主要区における製造業の事業所数の推移



（工業統計調査及び経済センサス - 活動調査（東京都独自集計））

また、区内卸売・小売業事業所数も昭和 57 年以降、減少傾向にあり、平成 26 年にはピーク時の 5 割以下となっている（図表 4）。

図表4 区内卸売・小売業の事業所数の推移（商業統計調査）

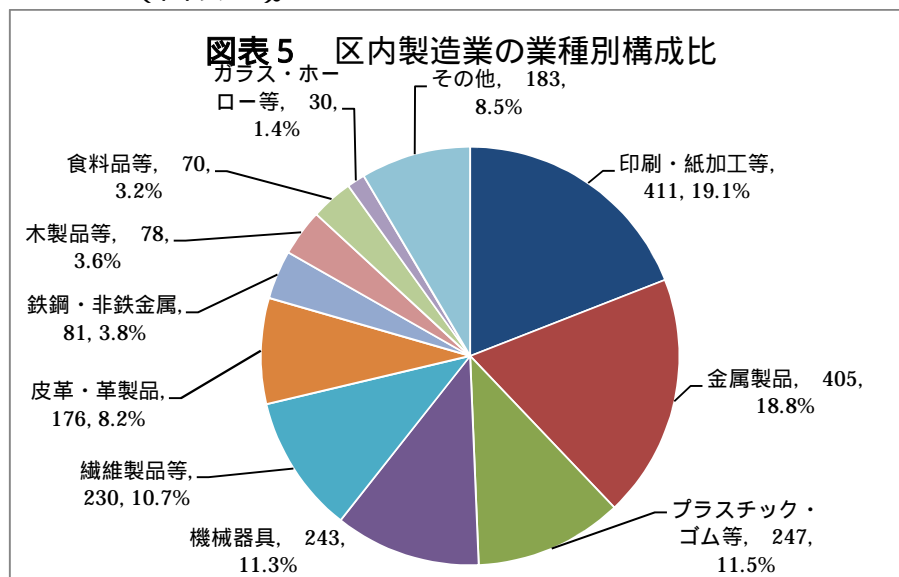


（商業統計調査）

このように、当区の産業は、江戸から現在に至るまで、日用品をはじめとしたものづくりを中心に発展してきた。しかし、製造業が減少し始めると、その後を追うように卸売・小売業も減少し始め、工業・商業を合わせた産業集積が失われつつある。

・ 区内製造業の特徴及び課題

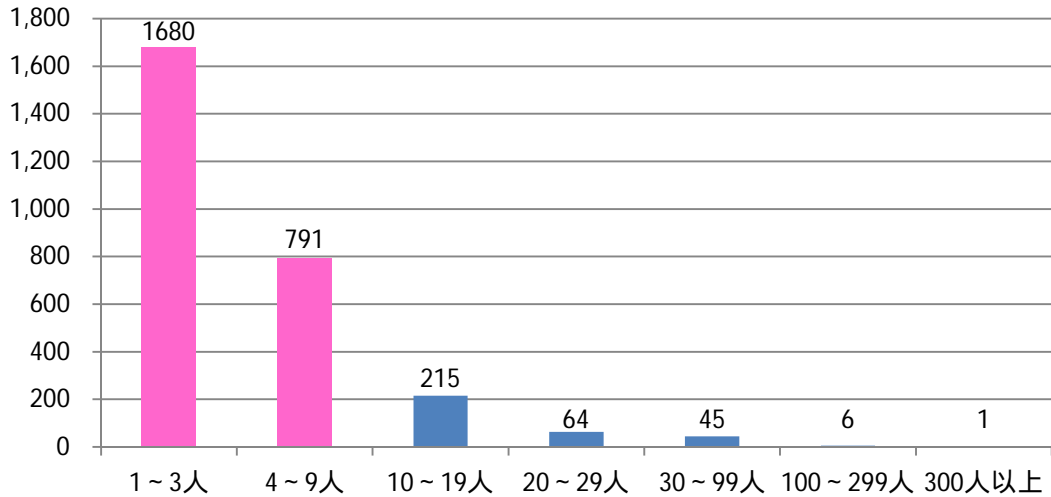
区内産業のうち、高い割合を占める製造業における事業所の業種別構成比は、印刷・紙加工等、金属製品がともに約2割、プラスチック・ゴム等、機械器具、繊維製品等、皮革・革製品がそれぞれ1割前後を占めるなど、さまざまな業種が集積している（図表5）。



（平成28年経済センサス - 活動調査（東京都独自集計））

製造業の従業者規模別の事業所数をみると、従業者 1～3 人の事業所数が 1,680 で 60.0%、9 人以下では 2,471 で 88.2%と 9 割近くを占める。一方、100 人以上の事業所は 7 か所に過ぎず、大規模な事業所は非常に少ない( 図表 6 )。

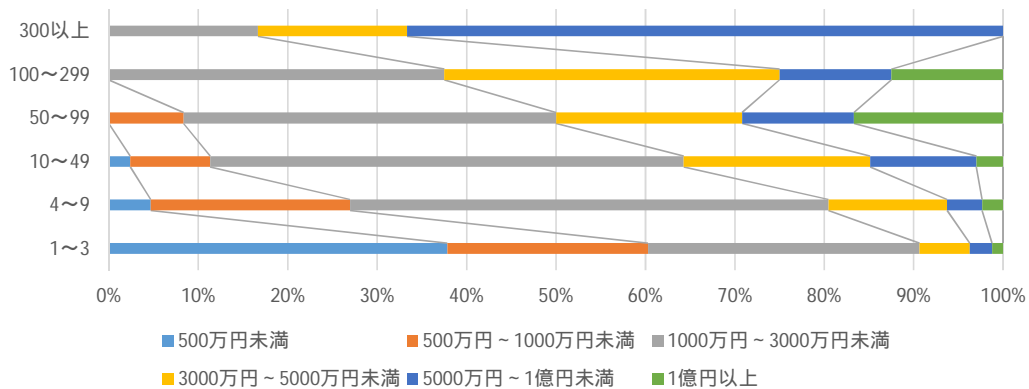
**図表 6** 区内製造業の従業者規模別事業所数



(平成 24 年経済センサス - 活動調査 (東京都独自集計))

一方で、区内製造業の社員一人当たりの売上高は、全体では 1,000 万円以上 3,000 万円未滿の企業が 40.9%であるものの、社員 3 人以下の企業では 500 万円未滿の企業が 37.8%となっている ( 図表 7 )。

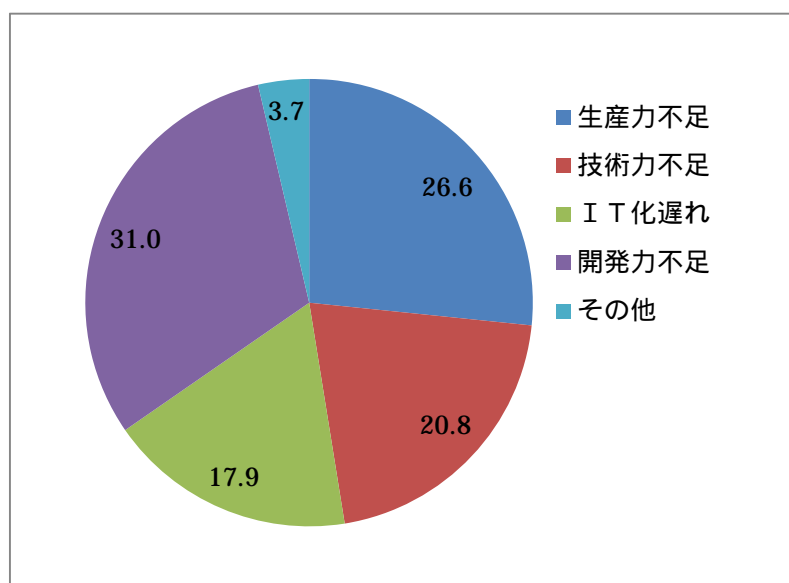
**図表 7** 社員一人当たりの売上高(人数規模別)



(平成 25 年度墨田区産業活力再生基礎調査)

また、区内製造業の経営上の課題のうち、技術面の課題としては、「生産力不足」と回答した企業が 26.6%を占めている ( 図表 8 )。

図表 8 区内製造業の技術面の課題



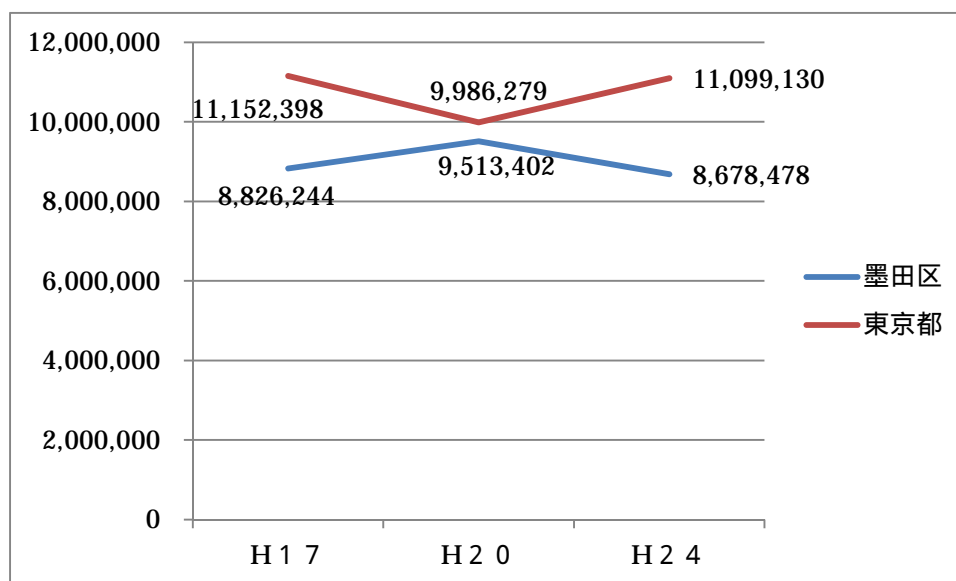
(平成 25 年度墨田区産業活力再生基礎調査)

このように、当区においては、従業員一人当たりの売上高が少ない小規模ないし家内工業的な企業が主体となっている。

・労働生産性向上の取組

経済センサスに基づき、製造業の社員一人あたりの付加価値額をみると、東京都では約 11,099 千円であるのに対し、当区では約 8,678 千円であり、労働生産性は低いものと考えられる。(図表 9)

図表 9 社員一人あたりの付加価値額



(工業統計調査及び経済センサス - 活動調査 (東京都独自集計))

以上のような現状にある本区の中小企業の労働生産性を向上させるためには、中小企業が所有している設備を生産性の高い設備へと一新させるとともに、それらの設備を十分に活用できる人材を育成することが必要である。

## (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展、中小企業の経営安定化を目指す。そのための目標として、計画期間中に150件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当区の産業は、印刷・紙加工等(出版・印刷・同関連産業、パルプ・紙・紙加工品製造業)、金属製品(金属製品製造業)、プラスチック・ゴム等(プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業)等と多岐にわたり、多種多様な業種が存在することから様々な設備を利用するため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当区の産業は、河川に囲まれた13.77km<sup>2</sup>の狭小な地域の全域にわたって立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、当区の全域とする。

### (2) 対象業種・事業

当区の産業は、印刷・紙加工等(出版・印刷・同関連産業、パルプ・紙・紙加工品製造業)、金属製品(金属製品製造業)、プラスチック・ゴム等(プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業)等と多岐にわたり、多種多様な業種が存在し、生産性向上に向けた事業者の多様な取組を促すため、本計画の対象業種・事業は、全ての業種・事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等導入計画を申請する事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている者であることとする。

- 人員削減を目的として先端設備等を導入するものではないこと
- 国税及び地方税を滞納していない者
- 次に該当しない者
  - ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制化にある団体
  - ・ 墨田区暴力団排除条例（平成24年墨田区条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団である団体又は代表者若しくは団体の構成員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者である者
  - ・ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続開始の申立てがなされている者
  - ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
  - ・ その他資格審査において不相当であると区長が認める者